

水質汚濁防止法に基づく届出

(ア) 様式等

様式番号	様式の名称	届出が必要なとき	根拠	届出の時期	罰則
様式第 1	特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置届出書	工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者が、特定施設を設置しようとするとき 有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む）を含む水を地下に浸透させる者が、有害物質使用特定施設を設置しようとするとき 有害物質使用特定施設を設置しようとするとき（法第5条第1項、第2項の場合を除く。）、又は有害物質貯蔵指定施設を設置しようとするとき	法第5条第1項 法第5条第2項 法第5条第3項	設置しようとする 60日以上前	届出をせず、又は虚偽の届出をした者：3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
様式第 1	特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用届出書	法で特定施設等が追加された際、現にその施設を設置（工事を含む）しているとき	法第6条第1項 第2項	特定施設となった 日から30日以内	届出をせず、又は虚偽の届出をした者：30万円以下の罰金
様式第 1	特定施設（有害物質貯蔵指定施設）変更届出書	届出に係る特定施設等の構造、設備、使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量等を変更するとき	法第7条	変更しようとする 60日以上前	届出をせず、又は虚偽の届出をした者：3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
様式第2の2	排出水の排水系統別の汚染状態及び量の届出書	指定地域を定める政令の施行の際現に当該地域において特定施設を設置しているとき	法第6条第3項	政令施行の日から 60日以内	届出をせず、又は虚偽の届出をした者：30万円以下の罰金
様式第 5	氏名等変更届出書	届出に係る氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、工場又は事業場の名称及び所在地に変更があったとき	法第10条	変更した日から30日以内	届出をせず、又は虚偽の届出をした者：10万円以下の過料
様式第 6	特定施設使用廃止届出書	届出に係る特定施設の使用を廃止したとき	法第10条	使用を廃止した日 から30日以内	同上
様式第 7	承継届出書	届出をした者の地位を承継したとき	法第11条第3項	承継があった日 から30日以内	同上
様式第10	汚濁負荷量測定手法届出書	総量規制基準が適用されている指定地域内事業場（日平均排水量50m ³ 以上）となるとき及び届出に係る測定手法を変更するとき	法第14条第3項	あらかじめ（60 日前を目途）	同上

(イ) 添付書類及び添付図面等

様式番号	様式の名称	添付書類							添付図面等
		別紙1	別紙2	別紙3	別紙4	別紙5	別紙6	その他	
様式第 1	特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書	○	○	○	○	○ (注1)	○	有害物質使用特定施設の場合 原則、別紙1の2も必要 (注2) (注3)	下記必要添付図面等
様式第2の2	排出水の排水系統別の汚染状態及び量の届出書	—	—	—	—	—	—	別紙指定様式	—
様式第 5	氏名等変更届出書	—	—	—	—	—	—	—	—
様式第 6	特定施設使用廃止届出書	—	—	—	—	—	—	—	特定施設配置図面が望ましい
様式第 7	承継届出書	—	—	—	—	—	—	—	特定施設配置図面
様式第10	汚濁負荷量測定手法届出書	—	—	—	—	—	—	別紙1から3の指定様式	・測定位置を明示した図面 ・自動測定器等で測定する場合はその構造図（カタログ等） ・CODを自動測定器等で測る場合は換算式の根拠となる資料

注1 別紙5は、瀬戸内地域で日平均排水量が50 m³以上の特定事業場のみ必要

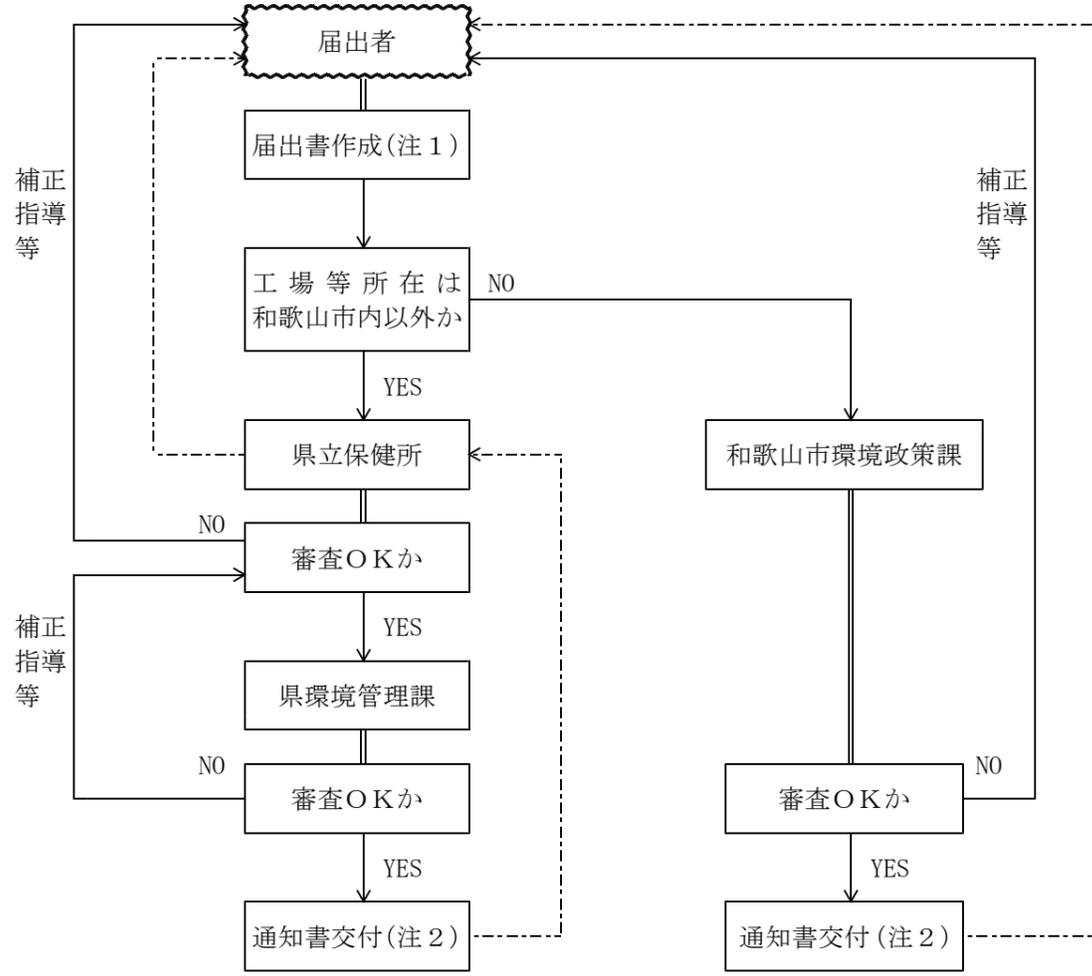
注2 公共用水域に水を排出しない者が有害物質使用特定施設を設置する場合、又は有害物質貯蔵指定施設を設置する場合は、別紙1から別紙6に代えて別紙12から別紙15を提出

注3 有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む）を含む水を地下に浸透させる場合、別紙1から別紙6に併せて別紙7から別紙11も提出

◎申請に必要な添付図面等（提出様式自由：下記の複数の内容を、1つの図面で示して頂いても結構です）

No.	必要添付図面	作成方法等
1	工場等付近見取図（工場排水口から主要河川又は海域までの排水系路も併せてご記入ください）	市販の地図やインターネットで利用できる地図等（著作権等に注意）を参考に、事業場の位置と 主要河川 または海域までの排水経路を明記
2	特定施設の構造図	設計図・仕様書・カタログ 等
3	特定施設、主要機械、主要装置、汚水処理施設等の配置図	事業場平面図に、特定施設、主要機械、主要装置、汚水処理施設等を明記
4	施設の操業系統図（フローシート）	特定施設を含む操業系統図。原料から製品までの製造工程を示すフローシートを作成し、そのうち、特定施設に該当する部分を明記する。また、排水が出る行程についても明記する。
5	汚水処理施設の構造図	設計図・仕様書・カタログ 等
6	汚水処理施設の処理系統図（フローシート）	設計図・仕様書・カタログ 等
7	工場（内部）排水経路図（特定地下浸透水がある場合、浸透水経路図及び浸透方法図）	事業場平面図に、特定施設、汚水等の処理施設、用・排水経路及び排水口又は浸透施設の位置を明記
8	用水及び排水の系統	別紙6に書ききれない場合必要
9	有害物質の使用状況が分かる資料	参考様式がそれぞれの届出様式と同時にダウンロードできます。
10	設置または変更にかかる概要（理由）	事業場の概要が分かるパンフレット・ホームページを利用・説明資料 等

(ウ) 届出フロー図



注1 届出書は4部（県2（環境管理課、保健所）、所在市町村（※）1、届出者控1）作成（和歌山市審査の場合を除く）

注2 工事着手は、受理日から60日以降
通知書交付は、特定施設設置（使用、変更）届出書の場合。

※和歌山県（和歌山市除く）では、環境関連法令の届出等について、市町村に情報提供していますので、ご理解、ご協力よろしくお願いします。